



- フランチャイズ経営の創始者に学ぶ
- 全ての産業はサービス業であれ
- サービス付き高齢者向け住宅経営 ～平成27年に向けて～
- 見落としがちな確定申告の控除 ～控除漏れを防ぎましょう～

長野県松本市巾上 9-9

TEL : 0263-33-2223 FAX : 0263-33-2396

長野県長野市栗田 292 番地

TEL : 026-291-4153 FAX:026-291-4163

HP : <http://www.narusako.co.jp>

フランチャイズ経営の創始者に学ぶ

「あなたがお金の為だけに働いているのなら成功はおぼつかないだろう。自分の仕事を愛し常に消費者を第一に考えているのなら、成功はあなたのものだ。」この金言はマクドナルドの創業者レイ・クロックのものです。世界で最も有名なフランチャイズチェーンの創業を決心したのは52歳のときです。シェイク用ミキサーの営業マンの仕事をしているときにレストランでハンバーガーを大量に作る様を見て、レストランに革命を起こすことができると確信したのです。フォードが食肉工場の流れ作業を見て世界で初めてベルトコンベア方式による自動車の大量生産を思いついたことに似ていますね。フォードはFC方式による車販売の原型を創り出しています。

この自動車王ヘンリー・フォードは、起業するにあたって「製品を買ってくれる大衆はどこからともなく現れるのではない。経営者も、はたまた購買者層もすべて一体なのである。」と語り、作る人自体が買うような商品やサービスでなければ会社は発展しないと考えました。我々の組織経営において自己経営診断に即座に使えるポイントだなと感じます。自社の商品やサービスをスタッフや家族が利用し、紹介してくれているのか、されていないとしたらそれはなぜなのかということを見直すことは、経営改善の大きなヒントになるのではないかでしょうか。

さて話をマックのクロックに戻しますと、彼は起業にあたり品質、サービス、清潔さ、価格の4つを妥協しないことを柱とし、FCの各店を厳しく管理し続けました。「お金や利益の最大化は、組織の目的ではない。それは費用より収益が上回ることの言い換えにすぎない」ということを指摘したドラッカーを思い起します。

貸借対照表に出てこない、ブランド、スタッフの能力、夢、目標、誠実さなどといった、定性的な「見えにくいもの」が組織発展と継続の大きな原動力になるのですね。日本企業の株価が帳簿価額と同じ水準が多いということは、これら見えにくい付加価値が低いということですから、デザインとブランド戦略重視でソニーを抜き去った韓国のサムスン、ブランド力で高価格販売を可能にするイタリアの企業群を見習いたいものです。

マックと同様に有名なケンタッキーフライドチキンの創業者、カーネル・サンダースがFC事業をスタートしたのも65歳からでした。彼は73歳のときに600店を突破し90歳で亡くなるまで生涯現役でした。クロック、フォード、サンダース、この三者の言葉そして生き様は、事業成功のコツは利益やお金の最大化ではないこと、さらには、製造業やフランチャイズ産業のみならず現在、日本の雇用の大半を占めるサービス産業の高付加価値化、そして年をとつてからもどんどん起業する人が出現していくことの大切さを諮詢しているように感じました。

成迫 升敏

全ての産業はサービス業であれ

めまぐるしく環境が変化する現代では会社に必要とされる個人の能力やスキルも刻一刻と変化します。かつて経理職員に必須だったソロバン能力も電卓に取って代わられ、Word や Excel が使える程度で評価された IT 能力も低いレベルなら価値がない。変化の激しい現代だけにこういった能力の陳腐化スピードはさらに加速しそうです。

機械が人の能力に取って代わる中、機械では代用できないものがホスピタリティ(心からのもてなし)やコミュニケーション能力です。その意味ではどんな産業でもサービス業の意識がなければ生き残れない時代と言えます。サービス業は、製造業にはない特性が 3 つ存在します。1 つは「接客性」。製造業では、製品の機能、品質、価格で販売実績が決まることが多い。しかし、サービス業ではどんなよい製品でも「あの人から買いたくない」と思われたら販売は成立しません。逆に、機能や品質が多少落ちても、接客する人が気に入れば買う人はいます。2 つめは「日進性」です。製造業では、開発に 1 年もしくは 5 年以上かける業種もありますが、サービス業では、日進月歩が求められます。提供しているサービスの見直しを毎日行いながら進化することが顧客への信頼につながります。3 つめは「協働性」。サービスは、享受する顧客がいくばくかの時間や労力をともにしなければならないため、提供側のみで品質のコントロールは出来ません。開発現場に顧客を巻き込んだりしながら、顧客の声を反映する仕組みづくりが重要です。

今こそどんな事業でも、顧客の利用価値=企業のサービス提供価値、を徹底的に掘り下げた製品の開発・生産・販売や、それに向けた組織や意識の改革が求められるのではないでしょうか。

統括部長 高木幹夫

サービス付き高齢者向け住宅経営～平成 27 年に向けて～

10 年間で 60 万戸を目標に平成 23 年から始まったサービス付き高齢者向け住宅（以下サ高住）制度ですが、約 2 年間で全国約 13.6 万戸（4,240 件）の順調なペースで開設が進んでいます。サ高住経営には多額の設備投資を要するため慎重な事業計画の策定が重要ですが、参入時期については経営環境や今後の介護保険制度改定を踏まえて慎重に検討していく必要があります。

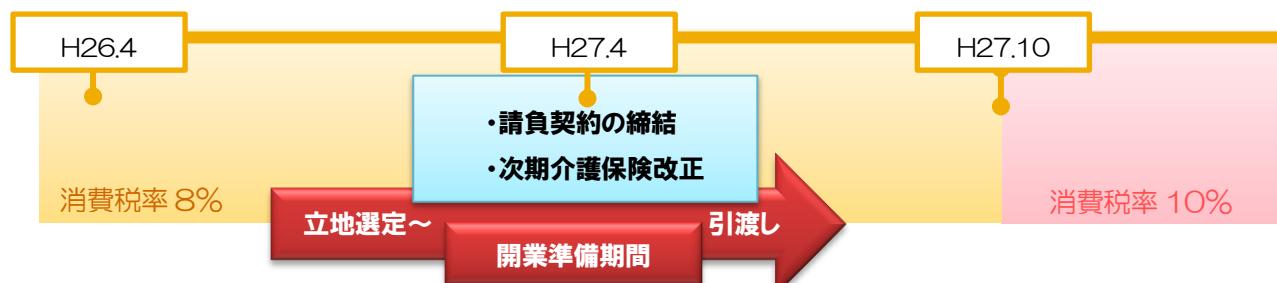
【サ高住の経営環境 考慮すべきポイント】

①建築費の高騰

東日本大震災の復興事業による建築資材・労務費の高騰により建築費が上昇し始めています。『アベノミクス』による公共事業の増加、2020 年東京オリンピック開催決定により建築単価がこのまま上昇していく事も考えられます。数年前と比べて坪あたり 10 万円から 20 万円上昇していますので、投資コストをいかにコントロールできるかが重要ですし、そのための建築会社や設計士の選定も重要です。

②消費税の増税（5%⇒8%⇒10%）

消費税増税を踏まえ、今後サ高住経営をしたいという方は、消費税率が 10% になる前に建築を進める必要があります。例えば、平成 27 年 10 月以降にサ高住の経営をする場合には、平成 27 年 4 月までに請負契約をする必要があります。開業準備には通常約 1 年を要するため、それまでに【立地選定⇒設計士・建築会社の選定⇒金融機関交渉⇒補助金申請⇒請負契約】を済ませるなど、計画的に進めていく必要があります。



③次期介護保険制度改正の動き（平成 27 年 4 月予定）

（1）サ高住にも住所地特例が適用されます

住所地特例とは、自宅のあるA市から高齢者住宅のあるB市へ移り住んだ場合、住民登録では B 市の住人になるものの、介護保険ではA市の被保険者になる事です。つまり介護保険料はA市に支払い、給付もA市から受け取ることになります。受入先B市の介護保険財政の圧迫を回避する特例といえます。そのため行政がサ高住建設を断る理由がなくなり、更にサ高住の参入を推進する国の姿勢がみて取れます。

（2）特養の入所基準を要介護3以上へ

要介護1, 2の新規入所に制限をかける方向で検討が進むと考えられていますので、サ高住にとっては軽度者の受け皿として経営の追い風になる可能性があります。

④既存ストック（空き家、廃校跡地）の活用

サ高住の家賃・食費等（介護保険負担分除く）の費用は月に13万円から15万円ですが、国は今後、空き家・空きアパート・廃校等、既存の建物を活用して、更に低価格型のサ高住を推し進めようと考えており、平成27年度に新たな制度が導入される予定です。建築費の高騰を考えると改修物件を活用したサ高住も検討の一つです。

「病院・施設から地域・在宅へ」という地域包括ケアの流れの中で、『住まい』の在り方が重要視されており、『地域の受け皿』が求められています。経営環境が変化する中でサ高住経営に参入するためには、今年は重要な意思決定の時期です。サ高住経営・開業に関するご相談は、弊社担当者又は福祉事業部までお気軽にお声かけください。

見落としがちな確定申告の控除～控除漏れを防ぎましょう～

確定申告時の際、比較的見落とされがちで、適用要件に注意が必要なものをまとめました。申告準備にあたり、一度ご確認ください。

人に関わる控除	
障害者 控除	本人及び控除対象となる配偶者や扶養親族が（特別）障害者であるときに控除が適用されます。 注意が必要なのは、年齢が 16 歳未満のいわゆる年少扶養親族が障害者に該当している場合でも障害者控除は適用される点です。また、障害者手帳は持っていないなくても、障害の程度が障害者控除に該当する状態に準じている、または 6 ヶ月以上寝たきり等で日常生活に支障がある場合で、在住市町村から「障害者」認定を受ければ適用されます。
寡婦（夫） 控除	ご注意いただきたいのは、寡婦の場合、合計所得金額が500万円以下かつ扶養親族である子を有している場合には控除額に上乗せがある点と、死別の場合は合計所得金額が500万円以下なら扶養親族の有無に関係なく控除が適用される点です。 尚、寡夫の場合は合計所得金額が500万円以下かつ生計を一にする子を有することが適用の条件です。
配偶者 及び 扶養 控除	青色または白色の事業専従者に該当し、かつ給与を実際に支払った配偶者や扶養親族は、所得要件を満たしても控除対象にはなりませんのでご注意ください。

支払ったものに関する控除

雜損 控除	<p>災害・盗難・横領により資産に損害を受けた場合の金額やその付随費用が控除額となります。</p> <p>対象資産は生計を一にする配偶者や親族の資産も含まれますが、事業や不動産所得の為の資産や棚卸資産、一個または一組の価額が30万円を超える貴金属や骨董品等、生活に通常必要ではない高価な物は含まれません。災害とは、震災や落雷、風水害、冷害等の自然現象によるものから、人為的な火災や爆発、害虫・害獣等生物によるものも含まれます。</p>
医療費 控除	<p>主にご相談の多い項目をピックアップしました。</p> <p>■歯の矯正費用 ○子供の成長を阻害しない為や、大人の矯正費用でも歯科矯正の目的が噛み合わせに機能的な問題があると歯科医が認めた場合の矯正費用 ×美容や審美が理由の歯の矯正費用</p> <p>■インプラントや高価な材料を利用した歯科治療費 こちらも審美や美容目的ではなければ、自由診療となる一般的な材料を用いる治療は医療費控除として認められます。</p> <p>■健康診断、人間ドックの費用 原則は医療費控除の対象にはなりませんが、診断の結果、疾病が見つかり、そのまま治療になった際には治療に先立つ診察費用として医療費控除が認められます。 ちなみに予防接種は医療費控除のとしては認められません。</p> <p>■妊婦の定期検診や不妊治療・人工授精の費用 分娩費用に加えて出産前後の定期検診の費用は医療費控除として認められます。 また、不妊治療や人工授精の費用も医療費控除として認められます。</p> <p>■眼科医に払う治療費等 レーシック手術にかかる費用は医療費控除として認められます。角膜矯正療法の費用も医療費控除として認められます。メガネやコンタクトレンズ代については、斜視、白内障、緑内障等対象となる疾患の治療のため眼科医より処方箋が発行されて購入する場合は医療費控除の対象となります。直接眼鏡店で購入した場合は認められません。</p> <p>■薬局やドラッグストア等で市販されている医薬品購入費用 一般的な風邪薬や温布薬等は、治療目的であれば医師の処方や指示がなくても購入費用が医療費控除として認められます。</p> <p>■かつらや植毛の購入、AGA(男性型脱毛症)の治療内服薬の購入費用 医療用のかつらやウィッグの購入費用及び、AGAの治療薬も基本的には審美として取り扱われますので医療費控除としては認められていませんが、AGAは病気が起因するものであれば認められることがあるようです。</p>

24年分など過去の申告で当てはまる項目がありましたら「更正の請求」等を税務署に行うことで、今からでも税金の還付を受けられる場合があります。気になる項目などありましたら、弊社担当者までご相談ください。 [以上]

